○海上保安庁告示第七十号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表灯台見回り船の部中「LM 204　ほううん」を「LM 204　そううん」に改め、「LS 223　うらひかり」を「LS 223　ちばひかり」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○近畿地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第三十五号東播都市計画道路事業

三・四・百四十五号加古川別府港線

三　事業施行期間　自平成十七年三月四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第三十六号東播都市計画道路事業

三・四・百四十五号加古川別府港線

三　事業施行期間　自平成十七年三月四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第百三十八号中播都市計画道路事業三・四・二十二号大日線、三・三・三号国道線及び三・四・百十四号十二所前線

三　事業施行期間　自平成十三年十月十九日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千六百七十七号阪神間都市計画道路事業

三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十二年七月二十四日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第五百五十三号京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）緑地事業第二号鴨川緑地

三　事業施行期間　自平成五年三月四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成五年建設省告示第五百五十三号、平成六年建設省告示第七百二十一号、平成十一年建設省告示第五百十八号、平成十四年近畿地方整備局告示第六十三号及び平成十九年近畿地方整備局告示第三十九号の事業地に京都市中京区石屋町、橋下町、若松町、梅之木町、松本町、鍋屋町及び柏屋町、東山区五軒町、新五軒町、弁財天町、常盤町、川端町及び宮川筋一丁目、宮川筋二丁目、宮川筋三丁目、宮川筋四丁目、宮川筋五丁目、宮川筋六丁目、宮川筋七丁目、宮川筋八丁目並びに下京区斉藤町、天王町、和泉屋町、美濃屋町、材木町及び下材木町地内を加え、京都市中京区中島町並びに東山区大橋町地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十四日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年中国地方整備局告示第三十一号山口都市計画道路事業三・五・十七号泉町平川線

三　事業施行期間　自平成十七年三月三十一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし